

WindEye審査登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リビングアメニティ協会（以下ALIAという。）がホームページ上に公開している「窓の総合熱性能評価プログラムWindEye」（以下「WindEye」という）に関し、サッシ、板ガラス、ブラインド、ドア等の部材（以下「部材」という）の審査、登録等に関する事項を定め、WindEyeの適切な運営を図ることを目的とする。

(登録申請の手続き)

第2条 WindEyeに部材を登録しようとする企業は、ALIAに企業及び部材に関する登録申請を行うものとする。

(サッシの部材登録の申請資格)

第3条 初回のサッシの部材登録の申請にあたっては、ALIAの実施する計算方法に関する講習会を受講しなければならない。

(申請書類等)

第4条 企業登録、部材登録についての申請書類、データ作成方法等については、別に定める申請登録要領書に定めるところによるものとする。

(登録料)

第5条 企業登録、部材登録にあたっては、別に定める登録料をALIAに支払わなければならない。登録料の支払い方法等については申請登録要領書に定めるところによるものとする。

(審査登録)

第6条 企業登録申請、部材登録申請があった場合は、ALIAは第10条で定める窓の熱性能審査委員会の審査を経て、適切なものについて登録を行う。

(登録の更新)

第7条 WindEyeに部材を登録・公開している企業（ALIA非会員に限る）で、翌年度も引き続き登録・公開を希望する者は、前年度末までにALIAに更新申請を行わなければならない。ただし、最初の登録が10月以降に

なされた場合は、その年度の翌年度の更新申請は要しない。

- 2 更新についての申請書類等については、別に定める申請登録要領書に定めるところによるものとする。
- 3 更新にあたっては、別に定める更新料をALIAに支払わなければならない。更新料の支払い方法等については、申請登録要領書に定めるところによるものとする。

(登録申請者の責務)

第8条 登録申請した部材がWindEyeに登録・公開された後において、登録申請者は申請書類に示された品質・性能に基づき当該部材を製造・販売しなければならない。

(調査、是正措置の指示及び登録の取消し)

第9条 登録製品が次の各号の何れかに該当する場合は、ALIAは、登録を受けた者に調査を行い、必要に応じ是正措置の指示又は登録の取消しを行うことができる。

- ① 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明した場合
- ② 申請書類に示された品質・性能と異なる製品が流通している場合
- ③ この規程又は覚書に違反している場合
- ④ 登録料又は更新料を納入しない場合
- ⑤ その他WindEye利用者の利益を保護するために特に必要がある場合

2 登録の取消しに当たって、ALIAは、必要な場合は「窓の熱性能審査委員会」の意見を聞くことができる。

(窓の熱性能審査委員会)

第10条 ALIAは、企業登録、部材登録の審査を行うとともに、WindEyeの適正な保守管理のための提言等を行う機関として、窓の熱性能審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は10名以上20名以内の委員で構成する
- 3 委員の任期は2年とする。再任は妨げない。任期途中で交代があった場合、後任者は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は次の分野から窓の熱性能に関する知識を有する者をALIAが委嘱する。
 - ① 学識経験者
 - ② サッシ、板ガラス、ブラインド、ドアのそれぞれの製造業者

(審査委員会の運営)

- 第11条 審査委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちからALIAが指名する。
- 2 委員長は、審査委員会の議事の進行及び総括を行う。
 - 3 ALIAは委員長と協議のうえ、審査委員会委員のうちから委員長代理を指名することができる。
 - 4 審査委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。審査委員会の決議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 5 企業登録、部材登録の審査においては、製造業者の委員は自社の議決に参加できない。

(審査委員会ワーキング)

- 第12条 サッシ、板ガラス、ブラインド及びドアの審査等に関し専門的な検討を行うため、それぞれについて審査委員会のもとにワーキングを設置することができる。
- 2 ワーキングの委員は、審査委員会の委員の中から、審査委員会の議を経て選定する。
 - 3 ワーキングの運営に関する詳細は、別に定める。

(秘密保持義務)

- 第13条 審査委員会の委員は、この規程に基く部材登録データの提供及び審査において知りえた情報を外部に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、WindEyeの運用・管理・普及に支障が出るような情報を開示してはならない。

(附則)

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に既にWindEyeに登録されている場合には、前項にかかわらず、従前の制度での3年毎の更新期日の属する年度の前年度までは、第7条第3項に定める更新料の支払いは要しない。